北海道中川郡池田町と畜場事業経営戦略

団体名	:	北海道中川郡池田町
事業名	:	と畜場事業
策定日	:	平成 30 年 10 月
計画期間	:	平成 30 年度 ～ 令和 9 年度

令和5年5月改訂

1. 事業概要

＊複数のと畜場を有する事業にあっては、と畜場ごとの状況が分かるよう記載すること。

（1）事業形態等

法適（全部適用・一部適用）非適の区分		法非適事業		事業開始年度		昭和43年度	
職員数		0人					
年間処理実績（頭）※過去3年度分を記載	年度	牛	馬	豚	子牛	その他	合計
	R4	15,323	0	0	149	0	15,472
	R3	15,677	0	0	153	0	15,830
	R2	16,036	0	0	161	4	16,201
経常収支比率（又は収益的収支比率）※過去3年度分を記載	R4 100%			R3 100%		R2 100%	
経費回収率＊ ※過去3年度分を記載	R4 －%			R3 －%		R2 －%	
広域化実施状況	該当なし						
民間活用の状況	ア 民間委託						
	イ 指定管理者制度			平成19年度より指定管理者制度を導入し、民間手法を活用してきている。指定期間の満了により、新たに令和5年度～9年度を指定管理期間とし、制度の導入を継続している。			
	ウ PPP・PFI						

＊ 法適 $\left(\frac{\text{主営業収益＋その他営業収益}}{\text{営業費用＋営業外費用}} \times 100\right)$ 非適 $\left(\frac{\text{料金収入＋その他営業収益}}{\text{営業費用＋営業外費用＋地方債償還金}} \times 100\right)$

（2）料 金 形 態 ※獣畜ごとの状況が分かるよう記載すること。

と畜場使用料の概要・考え方	池田町食肉センター条例により、センター使用料を規定している。 牛5,720円、馬5,170円、仔馬4,070円、豚1,238円、とく3,795円・1,018円、めん羊1,843円、山羊1,843円、種牡牛馬6,820円 料金設定については、諸経費の原価並びに収入額を勘案して定めている。
と殺解体料の概要・考え方	池田町食肉センター条例により、とさつ解体手数料を規定している。 牛11,440円、馬10,340円、仔馬8,140円、豚2,475円、とく7,590円・2,035円、めん羊3,685円、山羊3,685円、種牡牛馬13,640円 料金設定については、諸経費の原価並びに収入額を勘案して定めている。
その他料金の概要・考え方	池田町食肉センター条例により、冷蔵庫使用料、生体洗浄手数料、特定部位処理手数料、原皮処理手数料、肉用牛売却証明書発行手数料を規定している。 料金設定については、諸経費の原価並びに収入額を勘案して定めているほか、発行手数料は池田町手数料条例に準じて定めている。

（3）と畜場を取り巻く環境等 ＊地元消化型、流通基地型などの事業目的や流通の状況、周辺施設の状況が分かるよう記載すること。

本町のと畜場は、食肉卸売加工業者が設置する食肉加工処理施設と隣接しており、利用者は当該卸売加工業者と取引をする者が多数を占めており、町内を含めた地域内からの搬入のほか道内遠隔地からの肉畜の搬入も多い。北海道食肉流通合理化計画書において、市町村営施設は基幹施設（畜産公社）に対する補完的施設と位置づけられており、食肉流通の一極集中により起こりうる弊害を廃するとともに、畜産公社や民間事業等との健全な競争により、道内食肉流通取引の活性化を図るべく、その役割を果たしていく。

2. 経営の基本方針

本町と畜場事業は、平成19年度より指定管理者制度を導入し、管理運営については民間事業者が行っている。肉免制度（租税特別措置法及び地方税法に規定されている「肉用牛売却所得の課税特例措置」）に係る認定市場と認められるには公設である必要があることから、今後も公設民営の形態を継続する方針である。
現在の指定管理者との協定期間は令和9年度までとしている。その後の経営についても、肉免制度の動向、指定管理者の意向等を勘案しながら指定管理者制度を継続する方針だが、現在、令和8年度までの適用期間とされている肉免制度が延長されることなく、制度が廃止になった場合は、完全民営化についても協議を行っていく予定である。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別 紙 の と お り

＊複数のと畜場を有する事業にあっては、と畜場ごとの内訳も作成すること。

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

＊複数のと畜場を有する事業にあっては、と畜場ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

施設の更新やと畜ライン・建物の改修等は、原則、指定管理者の費用負担により実施し、既設建物の長寿命化を図る。費用負担については、必要に応じ、町としての協力を行っていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

本事業は、利用料金制による指定管理者制度を導入しており、営業収益は全て指定管理者に直接収受されることから、と畜場事業として独自の財源を確保することは困難である。そのため、収支計画における財源は、一般会計からの繰入金（基準外繰入金）に依存することとなる。今後、収支計画には掲載されていない、町が費用負担すべき投資事業が発生した場合は、一般会計とも協議を行い、繰入金の縮減に向けた検討が必要となる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本事業に使用する建物（池田町食肉センター）は町が所有する資産であることから、池田町食肉センターの管理及び運営に関する協定書により、建物災害共済保険の費用負担は町としている。そのため、保険料に関する経費を計上している。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

*1 （1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

*2 複数のと畜場を有する事業にあっては、と畜場ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	
防災・安全対策に関する事項	
民間の活力の活用に関する事項 （PPP・PFI など）	
その他	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

と畜場使用料単価に関する事項	
その他料金単価に関する事項	
処理頭数に関する事項	
繰入金に関する事項	
資産の有効活用に関する事項	
その他	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 （指定管理者制度、PPP・PFI など）	
職員給与費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他	

４. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の進捗管理や見直しについては、決算値への修正、新たに町が費用負担すべき投資事業の発生などを収支計画に適宜計上するため、また、経営戦略に対する職員の意識の形骸化を防ぐ目的からも年に1度は最新の情報に更新し、進捗管理するように努めるものとする。

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度		前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度（R5）	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
収益的収支 収益的収入	1 総収益（A）	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
	（1） 営業収益（B）												
	ア 料金収入												
	イ 受託工事収益（C）												
	ウ その他												
	（2） 営業外収益	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
	ア 他会計繰入金	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
	イ その他												
収益的支出	2 総費用（D）	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
	（1） 営業費用	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
	ア 職員給与費												
	うち退職手当												
	イ その他	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
	（2） 営業外費用												
	ア 支払利息												
	うち一時借入金利息												
	うち資本費平準化債分												
	イ その他												
	3 収支差引 (A)-(D) (E)												
資本的収支 資本的収入	1 資本的収入（F）												
	（1） 地方債												
	うち資本費平準化債												
	（2） 他会計補助金												
	（3） 他会計借入金												
	（4） 固定資産売却代金												
	（5） 国（都道府県）補助金												
	（6） 工事負担金												
	（7） その他												
資本的支出	2 資本的支出（G）												
	（1） 建設改良費												
	うち職員給与費												
	（2） 地方債償還金（H）												
	うち資本費平準化債償還金												
	（3） 他会計長期借入金返還金												
	（4） 他会計への繰出金												
	（5） その他												
	3 収支差引 (F)-(G) (I)												

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度（R5）	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
収支再差引 (E)+(I) (J)												
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)−(K)+(L)−(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)−(O) 黒字 (P)												
実質収支 (N)−(O) 赤字 (Q)												
赤字比率（ (Q)/((B)−(C)) ×100 ）												
収益的収支比率（ (A)/((D)+(H)) ×100 ）												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)−(C) (S)												
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度（R5）	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
収益的収支分	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合計	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74